（遺族年金の支給調整事由消滅の届出）

第四十三条　廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧制度農林共済法第四十六条の六の規定によりその額が算定された遺族年金の受給権者は、同一の事由により他の公的年金制度から旧制度農林共済法第四十六条第一項第二号の規定による遺族年金に相当する年金又は旧制度農林共済法による通算遺族年金に相当する年金の支給を受けなくなったときは、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　住所、氏名、生年月日及び個人番号又は基礎年金番号

二　旧農林共済組合の組合員であった者の個人番号又は基礎年金番号

三～五　（略）

2　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二　（略）

（年金受給権の消滅の届出）

第四十八条　受給権者（移行年金給付の受給権者に限る。以下同じ。）がその権利を喪失したとき（死亡の場合を除く。）は、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　住所、氏名、生年月日及び個人番号又は基礎年金番号

二・三　（略）

2・3　（略）

（死亡の届出）

第四十八条の二　受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　氏名及び住所並びに届出者と受給権者との身分関係

二　受給権者の氏名、生年月日及び個人番号又は基礎年金番号

三・四　（略）

2・3　（略）

4　厚生年金保険法施行規則第四十一条第五項及び第六項の規定は、第一項の届出について準用する。

（支払未済の給付の請求）

第四十九条　廃止前農林共済法第二十八条又は旧制度農林共済法第二十八条の規定による給付（以下この条において「支払未済の給付」という。）の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　請求者の住所及び氏名並びに請求者と受給権者との続柄

二　受給権者の氏名、生年月日及び個人番号又は基礎年金番号

二の二　受給権者の死亡年月日（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

三～五　（略）

2・3　（略）

（遺族年金の支給調整事由消滅の届出）

第四十三条　廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧制度農林共済法第四十六条の六の規定によりその額が算定された遺族年金の受給権者は、同一の事由により他の公的年金制度から同法第四十六条第一項第二号の規定による遺族年金に相当する年金又は同法による通算遺族年金に相当する年金の支給を受けなくなったときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　遺族年金の受給権者の住所、氏名、生年月日及び基礎年金番号

二　旧農林共済組合の組合員であった者の基礎年金番号

三～五　（略）

2　前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二　（略）

（年金受給権の消滅の届出）

第四十八条　受給権者（移行年金給付の受給権者に限る。以下同じ。）がその権利を喪失したとき（死亡の場合を除く。）は、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　受給権者の住所、氏名、生年月日及び基礎年金番号

二・三　（略）

2・3　（略）

（死亡の届出）

第四十八条の二　受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　届出者の氏名及び住所並びに届出者と受給権者との身分関係

二　受給権者の氏名、生年月日及び基礎年金番号

三・四　（略）

2・3　（略）

4　厚生年金保険法施行規則第四十一条第四項及び第五項の規定は、第一項の届出について準用する。

（支払未済の給付の請求）

第四十九条　廃止前農林共済法第二十八条又は旧制度農林共済法第二十八条の規定による給付（以下この条において「支払未済の給付」という。）の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　請求者の住所及び氏名並びに請求者と受給権者との続柄

二　受給権者の氏名、生年月日、基礎年金番号及び死亡年月日

（新設）

三～五　（略）

2・3　（略）